

令和9年度以降の西荻南区民集会所の管理運営について

西荻南区民集会所は、西荻地域区民センター（勤労福祉会館併設）（以下「西荻地域区民センター等」という。）と一体的に、指定管理者が管理運営を行っているところですが、指定管理期間については、西荻地域区民センター等が令和8年4月1日から令和13年3月31日までであることに對し、本区民集会所については、「杉並区区立施設マネジメント計画（第1期・第1次実施プラン）」において、西荻北保育園改築時の仮設園舎として本施設用地を活用することが位置付けられていたため、終期を令和9年3月31日としています。

今般、令和8年第2回区議会定例会で報告しましたとおり、本区民集会所は、令和10年9月末まで現在地で運営し、その後、西荻区民事務所の移転後のスペースへ移転することとなりましたので、令和9年度以降の管理運営を定める取組を進めていきます。

1 令和9年度以降の管理運営方法

- 西荻地域区民センター等との一体的な管理によるスケールメリットを活かし、指定管理者としての業務や効率的な管理運営の継続性を確保するため、また、指定管理期間が短いことを踏まえ、現指定管理者の指定管理により管理運営する。
- 指定管理者の指定に当たっては、指定管理者候補者選定委員会を設置し、現指定管理者の適格性を審査した上で、議会の議決を経て決定する。
- なお、移転後については、移転先の施設の詳細が決まり次第、改めて指定する。

2 指定管理期間

令和9年4月1日から令和10年9月30日までの1年6か月間とする。

3 主なスケジュール（予定）

- | | |
|---------|---|
| 令和8年 9月 | 選定委員会の設置 |
| 11月 | 指定管理者候補者の選定、決定（非公募） |
| | 第4回区議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出、
区民生活委員会へ報告 |
| 令和9年 4月 | 指定管理者による管理運営開始（継続） |